

(参考)

基幹型地域包括支援センターについて

1 設置の経緯

平成28年4月に、委託型地域包括支援センター(以下委託型包括)の担当地区をコミュニティエリアに合わせ5ヶ所に再編し、委託型包括の後方支援機関として、高齢支援課に基幹型地域包括支援センター(以下基幹型包括)を設置した。

2 根拠法令・業務内容・職員体制 (令和5年度現在)

	基幹型包括	委託型包括
根拠法令	・介護保険法第115条の46 ・多摩市基幹型地域包括支援センター事業実施要項 ・第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	・介護保険法第115条の46 ・多摩市地域包括支援センター事業実施要項 ・第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
業務内容	1. 介護保険法第115条の45第2項第1号～第3号(地域支援事業)に規定される事業 2. 委託型包括の統括、総合調整 3. 委託型包括の後方支援及び直接介入に関すること 4. 地域包括支援ネットワークの構築支援に関すること 5. 地域ケア会議の開催に関すること 6. 委託型包括の人材育成支援に関すること	1. 総合相談 高齢者の生活全般の総合相談を行い、相談内容に応じて必要なサービスへ繋げる。 2. 介護予防ケアマネジメント 総合事業対象者や要支援1・2の方、今後支援が必要となる方に対し、ケアプランの作成、介護予防事業の実施等を行い、介護予防するための支援を行う。 3. 権利擁護 高齢者の権利擁護を目的として、消費者被害の相談・対応や、虐待の早期発見・対応、成年後見制度の紹介など行う。 4. 包括的・継続的ケアマネジメント 介護支援専門員が抱える困難事例の支援や、地域ケア会議等を通じて、様々な関係機関との連携を図り、包括的に支援できる体制を整備する。
職員体制	・社会福祉士 1名 ・保健師 3名 (主任介護支援専門員 欠員)	・保健師又は看護師 ・社会福祉士 ・主任介護支援専門員 ※第1号被保険者数で職員数を規定

3 近隣市の状況

26市中、基幹型包括を設置している自治体(7自治体)

・多摩市 ・立川市 ・八王子市 ・小平市 ・武蔵野市 ・東村山市 ・清瀬市